

ミット

爆取攻撃と斗かつている

共産同 R G 被告に救援を !!

7号

ミットの会

意見陳述書

爆発物取締罰則違反第一条被告 市川 平
東京地方裁判所刑事第十三部 殿

(1) 爆発物取締罰則（以下罰則と略す）は憲法違反である。

罰則の成立とその後の経過について

罰則は、自由民権運動を弾圧するために、大政官が一方的に公布した、単なる規則又は命令にすぎず、憲法三一条、同七三条に違反し、同九八条第一項により無効である。

罰則を批判するにあたって、まずその代表的な合憲判例である昭和三年最高裁第二小法廷判決（昭和三年（甲）第三〇九号）を批判する形で進めます。

(1) 判決は次の如く主張している。「右罰則は明治二二年に旧憲法が制定された時、その第七六条第一項により、『憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令』であつて、『遵由ノ効力ヲ有ス』るものと認められる。」とのことである。しかし、これは認められない。なぜなら、罰則は未だ帝国議会さえも設けられていない時に、大政官が一方的に公布した規則又は命令以上ではなく、法律制定の手続きを経ておらず、その上、旧憲法の如く、全く国民の意志に關りなく、成立したものによつて法律に変化する合理的根拠はないからである。

旧憲法は極めて不充分ながらも第二三三条、同三七条によ

つて、罪刑法定主義がとられており、国民の意志を代表する立法機関によつて成立した法律によらずしては、国民は刑罰を受けることがないことを保障したものであり、大政官の様な、一行政機関の規則や命令が法律としての効力を有するものでないことは当然である。

(2) 判決はその後の経過について更に言及している。「明治四一年法律第二九号及び、その後の大正七年法律第三四号」という帝国議会の協賛を経た旧憲法上の法律の形式を持つて改正手続きが行われ……旧憲法上の法律と同様の効力を有する。」と判断している。しかしながら明治四一年の刑法改正時における十条の廃止によつて、罰則が帝国議会の協賛を得たとは決つしていえない。つまり、現行刑法の四一条には、「一四才ニ満タサル者ノ行為ハ之ヲ罰セス」とあり、この規定によつて当然罰則に記載された内容は廃止されることになつたのである。十条とは、「本則ニ記載シタル者ニハ刑法八〇条、及ヒ八一条ノ例ヲ用ヒス、但シ一六才未満ニシテ是非弁別ナキ者ハ刑法ニ従フ」という旧刑法との關係を述べたものであり、現行刑法の施行とともに、無意味化する条文なので、その廃止を確認するため、刑法施行法（明治四一年法律二九号）において、「爆発物取締罰則十条ハ乏ラ廃止ス」と規定されたにすぎないのである。だから、十条の廃止とは現行刑法が施行される際、法律の手続き上必要となる字句の修正にすぎずこの廃止を持つて、帝国議会の協賛を得たとはとうてい言えるものではない。

次に大正七年の法律三四号による大幅改正であるが、これも帝国議会の協賛を得て改正された等とは決して言えない。当時の帝国議会は、主権が天皇にあつたことや、選舉制度において、極めて不充分な立法機関であつたが、大正六年七月一二日、第三九帝国議会で罰則が廃止されるのであり、この事実は重大な意義を有しているといえる。

衆議院での具体的な経過については、井上教授の『爆発物取締罰則の歴史的本質』を参照してもらうこととするが、当時罰則について如何なる考えが一般的であつたか若干引用しておぐと、彼等は罰則が、「前世紀の遺物ともいふべき時代遅れの悪法である。」とか、「罰則の苛酷なる点において、既遂と未遂を区別せざる点において、刑の量刑選択を与える点において、此法律はまことに、現代の進歩せる刑法の法理にかけはなれた不都合な悪法であります。」又は、「今日此如き、峻厳沒理なる法律を存置するのは國家の体面より論じても恥辱であると私は信ずる。」等と當時の議員は、罰則の廃止を異口同音に主張していたのである。

これらの事実から考えてみても罰則が、天皇大権下においてさえも、如何に無類の反動的悪法であつたか理解することが出来る。だからこそ、大正六年（一九一七年）の第三九帝国議会の衆議院において、罰則の廃止が、「全会派一致を以つて決せられた」のである。

しかしながら、その後、大正七年（一九一八年）第四〇帝国議会において、政府は天皇大権の下に衆議院に圧力を

実は更にないめである。」から法律の効力を有していると論じている。しかし、この理由も、罰則の反動的内容を無視したものでしかない。なぜなら、罰則は憲法九八条第一項における「その条規に反する法律、命令、詔勅」の類なのだから、改めて、立法措置を講ずるまでもなく、新憲法の施行と共にこの条文によつて、即、効力を失つたものと考えるのが当然だからである。

過去の経過をみても明らかなく、罰則そのものが帝国議会において積極的に法律と認められたことはなく、單なる字句の修正や、天皇大権下に圧力を加えて、法律の形式を維持して来たにすぎず、適切な法制手続きを経ているとは言えない。その法的性格は規則又は、命令にすぎず、規則、又は命令が、即、法律と認められないことは、終戦後、連合国による占領政策遂行の為発せられた、又は、連合国最高指令官によつて、発せられた各政令すら我が国が独占した後は、新憲法に照して、全てその効力を喪失せしめ、再検討を受けたことを考えてみても、当然である。

例え、形式的には法律であると認められても、無類の反動的悪法である、罰則の内容からすれば、新憲法第九八条、第一項に掲げられた「その条規に反する法律」なのであって、新憲法の施行と共に罰則は失効したものである。

以上、(1)、(2)、(3)の理由から罰則は、憲法三一一条同七三条第六項に違反し、同九八条第一項により無効である。

(2) 罰則の内容は、憲法一四条、同二九条に違反し、無効である。

加え、大幅修正の妥協を行わせた。何故、前回において罰則を、「国家の体面より論じても恥辱である。」等と主張しておきながら、政府の圧力を屈服したのか？尚且つ今回も当初は、「廃止法案」として提出したのに、突然政府の意向を取り入れたのか？、その第一の理由にあげられるのは、井上教授も指摘している如く、大正デモクラシーなるものが政府にちよつと押されると直ぐ屈服する程度のものでしかなかつたこと、第二には、大正六年（一九一七年）の十月の『ロシア革命の成功』があげられる。ロシア革命の成功に衝撃を受けた支配階級が、その後の米騒動や、社会主義運動の高揚に対して、予防的な反革命弾圧に出たことがあげられる。

しかしながら、このような天皇大権の下に政府が圧力を加え成立させた罰則は、主権在民の立場からすれば、絶対認められないものである。主権在民の立場からすれば、第三九帝国議会の衆議院で罰則が廃止された事実だけで充分であり、会期切迫によつて、貴族院を通過しなくとも問題はない。なぜなら、当時の貴族院は支配階級が勝手に作ったものであり、支配階級だけが貴族院議員を独占していたのであり、主権在民の立場からすれば、貴族院を通過しないなくとも問題はない。第三九帝国議会の衆議院可決によって、実質的には廃止されたと考えるべきだからである。

(4) 更に判決文は、「その後の現行憲法施行後の今日に至るまで、右罰則が、他の法令により廃止され、若くは、その効力を否認するための何んらかの立法措置の講ぜられた事

(1) 罰則第一条は、「治安ヲ妨ケヌハ人ノ身体財産ヲ害セントスル目的ヲ持ツテ爆発物ヲ使用スル者」と定めており、裁判長も竹谷判決で何らの疑いもなく使用している。この文章は、明治一七年三月一日の参事院上申による同罰則説明において、「爆発物ヲ使用スル者ヘ其治安ヲ妨クルトノノ身体財産ヲ害スルトヲ問ワズ乏ラ同一ノ刑ニ処ス」と述べられている如く、二つの目的を区別している。第一は、「治安ヲ妨ケル」目的、第二は「人ノ身体財産ヲ害セントスル目的」であり、前者は政治犯を、後者は一時的犯罪の場合を念頭において作成されている。これらの区別について、裁判所側は合憲判決を下すのが常だが、それこそ戦前の天皇大権を正当化する反動的立場なのである。

「治安ヲ妨ケル」とは如何なる理由をいうのであろうか、裁判所側は合憲判決を下すのが常だが、それこそ戦前の天皇大権を正当化する反動的立場なのである。

(2) 治安を妨げるとは、「戦前の絶対的天皇性を中心とした、国家の治安を妨げる」とは、一君、一階級、又は一部分による統治を前提として、その統治者の側から自らの支配の安全性が妨げられた。場合に、「治安ヲ妨ケタ」と規定するのが、常識的な概念規定である。しかし、以上の意味で「治安ヲ妨ケル」とは実際、革命やクーデター以外ありえない。革命やクーデターを別にすれば、極めて抽象的な如何にでも解釈可能なゴム概念なのである。だから結局のところ、支配者階級にとつては、「治安ヲ妨ケル」という理由を持って、行為者の主觀の中に存在していゝ反体制的な「意志」と「思想性」を犯罪として摘出し、弾圧することが出来るし、そのことが罰則の目的である。

最高裁は、「治安ヲ妨ケル」とは、「公共の安全と秩序を害すること」を「もの」と解するのが相当である。」

(最高裁四六年(甲)二一九号)といふ判決を下している。

かしながら「公共の安全」とは、社会生活を送る国民の生

命、身体、財産、権利等の具体的事實の安全をさすのであ

つて、「治安ヲ妨ケル」という抽象的な秩序のことではな

い。治安の概念の中には、人民の具体的生活はなく、ただ、

統治、支配、秩序といった抽象物があるにすぎない。それ

に対し、公共の安全とは人民の具体的生活を含んだ概念

なのである。治安という概念は、旧憲法の如く、天皇制国

家制度を前提として、始めて生きてくる概念なのであって、

新憲法下では、全く姿を消し、政治警察等の弾圧機關にお

いてのみ、使用されているにすぎないのである。「治安ヲ

妨ケル」とは統治者の側から、自らの統治の安全性を述べたものであつて、主権在民を立場とする現憲法とは、全く

矛盾する規定であり、「治安ヲ妨ケル」とこと、「公共の

秩序と安全を害する」ことを混同する最高裁は、旧憲法と

新憲法の主権のあり方を混同している驚ろくべき反動的な、

しかも、権力ベタリの立場であるといえる。

次に罰則一条に記載されている「目的」なのだが、これ

はいさまでなく「治安ヲ妨ケル」目的を罰する規定な

であり、反体制者の「政治性、思想性」を直接の弾圧対象

としていることは、罰則の説明によつても明らかである。

曰ク、「本則ニ於テ最モ惡ミテ痛ク禁庄ヲ加エント欲スル

ノ主眼ハ爆発物ヲ使用スルノ目的ト其使用スル物品トニ存

り……此場合ニ於テハ自ラ之ヲ使用シタルモ、人ヲシテ乏
用セシメタルモ、又其目的ヲ遂ケタルモ目的ヲ遂ケ得サ
レモ、總テ本条ニ拠テ処断スルモノトス」と明確に規定さ
れてゐる如く、直接的な弾圧の対象は爆発物を使用する目
的なのであり、当時の政治的背景からして、この使用する
目的なる内容が反体制者の「政治性、思想性」であつたこ
とは、疑問の余地のないところである。

例えば、日本共産党的武装斗争時代においては、『ラム
ネ弾』は勿論のこと、『火炎ビン』さえも、罰則で起訴され、検察官側はあくまで火炎ビンが爆発物であるとして、常

主張し最高裁まで争つた事実は有名な話ですが、何故、常に斗つた反体制党派であつたからこそ、彼等の革命思想

が直接の弾圧対象とされ、火炎ビンの威力等よりも、その

思想性において罰則で起訴するに足る内容を有していたか

らであると言える。

以上のこととは、我々の武装斗争にあつても例外ではない。

例えは、T君は四六年四月二七日自室で実験中爆発事故を

起し、罰則三条で逮捕されたが、黙秘を貫徹した。それに

よつて検察官は、「治安ヲ妨ケヌハ人ノ身体財産ヲ害スル

目的」の立証が出来なかつた。しかし驚ろいたことに、裁

判官は反戦活動家としての逮捕歴のあることを根拠にして

その目的を認定し、三年六ヶ月の実刑判決を下したのであ

る。京浜安保争のK君等のコードマイト所持に対する目

的立証なしの三条適用、同じくY君の場合にも、単なる「

「電気回路」を「起爆回路」としてすりかえ、解釈され、

目的立証なしで五条が適用されてゐる。これらの公判の中

で、検察官が目的を立証してゐるのは、單に彼等が京浜安

保共争の組織員だから、「治安ヲ妨ケ、又ハ人ノ身体財産

ヲ害スル」目的があつたとして、彼等の「政治性、思想性」

を明確に处罚の対象としていることである。

これら的事実によつても罰則が行為者の反体制的な、政

治性、思想性を直接的な弾圧対象としていることは明らか

なことであるといえる。以上のことは、いまや、あまりに

も明白なことであり、特別の説明を要するまでもなく、憲

法違反なのである。だから反体制者の政治性、思想性を罰

する違憲性は、すでに刑法改正草案において一点の雲もなく

これまでのようない「治安ヲ妨ケル」とか、或いは「目的」

等の抽象的期定を一切削除し、「爆発物を爆破させて」と

いう具体的な構成要件が明記されてゐるのであり、その説

明書においても、「現行の爆発物取締罰は爆発物使用罪を

目的罪として規定しているが、目的といふ主觀的因素の立

証には困難が伴うだけではなく「治安ヲ妨ケル」といふ目

的是、必ずしもその意味がはつきりしないので、本章中の

他の罪の場合と同じく、人の生命身体、又は財産に危険を

生じさせたことを要件とする、具体的危険犯と規定し、致死の結果が生じた場合の加重規定を設けることにした。」

と説明しており、使用目的を直接の弾圧対象としている現

行爆取が、憲法一四条、同一九条に違反してゐることを実質的に認めているのである。

今回の悪名高き刑法改正草案の中では、多くの治安立法や刑罰が新設され、或いは、刑の加重が行われる中で、刑の大幅引き下げ、全体の大幅修正が行われてゐるのは、唯一罰則だけであるといえるし、その事実を取つてみても、如何に罰則が憲法違反見え見えの革命弾圧法であつたことを知ることが出来る。いつまでも、形式的な辻つま合わせに終止し、過去の反動的な判例にしがみついてゐるのは、いまや裁判所だけなのである。

(b) 罰則に規定された使用目的が、行為者の思想性、政治性を直接の処罰対象としているものでしかないことの証明は罰則説明書第二条によつても確認することが出来る。

曰ク、「若シ夫ノ準備ヲ為シ爆発セシメンガ為メ点火ス
ト雖モ導火ノ不通或ハ他ノ障害ニヨリ意外ニ爆発セザルガ
如キハ、彼ノ爆発物ヲ投シテ發セス、又ハ命中セサルト同
一ノ所為ナルヲ以テ第一二条ニ拠テ処断シ」と言つてゐる。

だが、「爆発セザル」と「命中セザル」とが、何故、

「同一ノ所為」なのであろうか? 「爆発セサル」とは、

その行為の目的としたところのもの、いふかえれば、問題となる社会的危険が、何らかの原因によつて、客観的には生じなかつたのであり、「命中セサル」とは、当人の狭い目的は達しなかつたが、何んらかの危険が客観的には生じてゐるのであつて、決つして「同一ノ所為」といえるのは、爆発しなかつたことや、爆発したが命中しなかつたといふ、

極めて重要な、客観的事実を不問に付すことによってのみ
いえることであり、行為者の「政治性、思想性」において
のみ判断すれば、「同一の所為」と言えるのである。

だから、ここにおいても罰則が行為者の「政治性、思想性」を直接的弾圧対象としていることが一目瞭然なのである。この規定が判決においては既遂を「同一ノ所為」として処罰することになり、その結果、行為者の「政治性、思想性」が処罰されることになり、憲法違反として表わされるのである。

以上の様な罰則の憲法違反に對して、刑法改正草案の説明書は次の如く主張している。現行罰則の如く「爆発物の使用ではなく、これを爆発させることが構成要件とされてるので、例えば、时限爆弾を備えつけたが、爆発しなかつた場合等は、既遂ではなく、未遂として処罰される。」つまり、刑法改正草案は現行罰則が違憲であるとまでは主張していないが、實質的には憲法「四条、同一九条に違反することを認めたものであり、なし崩し的に修正して、革命弾圧法としての罰則の延命を図らんとしている。

その他の問題として特に批判しておくべき点は、まず第六条においては、被告に举証責任を負わせていることが上げられる。近代刑法において、「疑わしきは罰せず」とするのが原則であるにも拘らず、罰則では被告自らが「犯罪ノ目的ニアラサルコトヲ証明スル能ハサル時ハ」処罰すると規定しているのであり、この様な内容は、刑事訴訟法の原則に反し無効である。

以上の(1)、(2)の理由によつて罰則は、その内容においても、憲法「四条同、九条に違反し、無効である。科すことは現行憲法下の法意識に反し、無効である。

以上の(1)、(2)の理由によつて、本件の所謂爆発物なるものの不発性に關しては、その製造者である尾崎君の証言を注目しなければなりません。尾崎君は、検事調書及び富山地裁での公判調書の中で、九月段階と十月段階で製作した物との決定的違ひについて次のように証言している。「九月段階で作つた物は、起爆剤を包んだボリエチレン被膜とビニール管を結合させるのに糸を用いたが、十月段階では、その上からビニールテープで補強したこと。」そのことによつて十月段階で作つた物は、「単に糸で巻いただけではなくて、ビニールテープをも使用してしまつたので、中が密閉されることによつて、硫酸が降下しない。」といふ結果になつたこと、或いは「まず、ビニールテープを雷汞の近くに取りつけることによりて、完全に雷汞が密封されることになり、硫酸が降下しなくなつた。」と証言している。

つまり、十月段階で製作した物は起爆剤部分とビニール管との結合に關して、単に糸だけではなく、糸の上からビニールテープを巻いて補足した為、ビニール管内が完全密

※一四時間、仲宿派出所の場合でも設置から水没まで

テープによつても可能であることを示している。

以上の実験結果から判断するならば、本件の不発性に關していくことは、(1)、九月段階で製作されたウナギのボリエチレン袋とビニール管の結合が糸だけだつたのに對して、本件の場合は、糸だけに限らず、更にビニールテープを巻きこむことによつて、ビニール管内を完全密閉状態にしてしまつたこと、(2)、そのことによつて、実験例〇の如く、硫酸の流下が空氣抵抗によつて阻止され、起爆剤にまで到達出来ず、不発に終つたことが認められる。従つて、

(3)、本件の爆発物と称する物件の起爆装置は、構造上の欠陥が存在していたのであり、装置の動かせ方の巧拙や、行為を変え時と所を変えたとしても、絶対に爆発しない物体なので、爆発物としての機能を有しておらず、爆発物ではない。

この事實を具体的に裏付けるものとしては、当時三個使用されたスパイント爆弾称するものが、三個共不発に終つていることである。尾崎、竹谷君の被告事件である養育院派出所の場合には設置から水没まで三二時間経過しているにも拘らず遂に爆発せず、不発に終つたのであり、同一人が同時に製作したウナギによつて作なれた「爆弾」なる物が、三個共半不発に終つてゐることである。その成発の原因こそ、ビニール管内を完全密閉にした為、硫酸の流下が空氣抵抗によつて阻止され、起爆剤にまで到達出来ない。

構造上の欠陥によるものである。故に本件の爆発物と作り出し、硫酸の流下を阻止することは、糸とビニール

の機能を有しておらず爆発物ではない。

(口) 以上の事實と科学的裏付けに對して和田鑑定書は、本件爆発物の不發性を何ら科学的に證明出来ておらず、流下速度や時限性を決定する技術的な鑑定結果を報告しているにすぎない。

その批判点は、第一に、和田鑑定書は、昨年の九月二十日にかけて作成されたものであるが、當時においてすでに、柴田助教授他二名による實驗報告書が提出されていた段階であるにも拘らず、つまり柴田助教授他二名による實驗の結果、本件が不發だったのは「ビニール管内を完全密閉状態にした為、硫酸が流下しなかつた。」との科学的結果が明らかにされたにも拘らず、硫酸の流下実驗に關して、ビニール管内の氣密性を一切無視して鑑定されており、ビニール管とポリエチレン被膜との結合は単に麻糸でだけ繋縛してあるにすぎず、ビニールテープが巻いてあっても、何んのために巻いたのか、その目的が不明であり、結局は、通気性を持たせて鑑定がしてある。

彼がビニール管内の空氣を密閉した實驗をしなかつたのは、被告に有利な資料を提出することになるであろうとの配慮からと思われるが、この様に一方的な立場からの鑑定では、何も明らかにすることは出来ない。事実、彼は鑑定結果の中で、硫酸が流下する時間の長短や遅速について單に「化纖綿の充填量の多少とその硬軟・充填状態の均質性の可否等に加えて、ビニール管内の空氣抵抗等各般の条件に左右される。」との主張をしてゐるにすぎず、何ら硫酸

が流下しなかつた理由は明らかにしてないばかりか、全く慢然と「一般的な理由を羅列」してゐるにすぎず、ただ單に考へられる理由を全てあげてゐるだけなのである。何故なる理由で本件は、硫酸が流下しなかつたのか(?)、何ら明らかなにはされていなか。

第二には、氣密性が保たれておれば問題にならないような「毛細管現象」であるとか、「化纖綿の充填の多少、その充填の硬軟」あるいは「化纖綿の可否」等の副次的な支葉教授の尾崎控訴審公判証言及び昭和四八年十二月二十五日、竹谷公判での和田証言参照)その結果、最も重要な空氣抵抗が流下速度及び時限性を決定する要因であるにも拘らず、化纖綿の問題や毛細管現象と同一に扱われてゐるのである。未節ばかり問題にする鑑定結果となつてゐること(柴田助教授の尾崎控訴審公判証言及び昭和四八年十二月二十五日、竹谷公判での和田証言参照)その結果、最も重要な空氣抵抗が流下速度及び時限性を決定する要因であるにも拘らず、化纖綿の問題や毛細管現象と同一に扱われてゐるのである。従つて、彼は踏るべき点を確り踏えていないので、ただ慢然と考へられる理由、全てを羅列する以外ないのである。この誤りは、柴田助教授他二名による追加實驗L・M・Nによっても明らかなく、ポリエチレン袋とビニール管の氣密性を保つに従つて、硫酸の流下時間は緩慢となり、實驗例〇に到つては遂に流下しない状態まで作り出されてゐる。従つて、流下速度や時限性を決定する要因が空氣抵抗であることは、さまで科学的に證明されたことになる。

第三には、和田鑑定書が實驗例20・21・22例において、いずれも反応発現していながら、その原因を明らかに出来てしない問題である。彼はこの原因につけて明らかに出来ず、公判証言では「ポリエチレンシートとその縫り具合」※結合を糸やビニールテープを用いて徐々に強化、密閉ビニール管内の

だとか、「綿の量、硬軟」或いは「スポットの高さとビニール管の上縁の位置」が原因だ、等いろいろ理由をあげてゐるが、結局のところ、「非常に微妙なところで、明確にはいままだわかつております。」(昭和四八年十二月二十五日、竹谷公判における和田証言)とくうことなのである。

彼がこの原因を證明出来ないのは、ビニール管内の氣密性を第一の要因にすえて、流下速度や時限性を實驗していながらであり、彼が實驗した方法は、柴田助教授他二名による實驗例の内、ビニール管内の通気性を持たせたF・G・J・L・M・Nにだけあり、他の實驗方法によつて、不發の原因を明らかにしようとする立場がないからである。よつて、和田鑑定書は、本件の不發性を何ら證明出来ておらず、検察官の主張を何んとか裏付けようとして作成されたものであり、一方的な前提に立つて、鑑定をしてゐるにすぎず、和田鑑定書を踏えて、いざれかの判断をすることは出来ないし、それは誤った結果しか出でこない。

尙、検察官はこの和田鑑定書を踏えて、その論告の中で、「小孔を開けることによって、スポット内の硫酸がプラスチック管を通じて流下し、末端の雷汞と塩素酸カリウムに接触し、起爆するものである。」或いは、「スポット上部が貫通していない場合、硫酸は水よりも重く、且つ本件スポット先端とプラスチック管内の化纖綿が接觸していいたので長時間放置すれば、毛細管現象により、空氣圧の強弱に関係なく徐々に硫酸が吸われて、流下することは確実だ。」等と断言してはいない。反対に「いかんとも言えない」と証言しているのである。しかも和田鑑定書では、放置したまま、最下端まで流下した例は示されておらず、和田鑑定人は、「そのようなこともあつた。」と指摘してゐるにすぎない。だから検察官論告は、単に偶然的事項を普遍化したものであり、従つてこの主張は明白な誤りである。この様に検察官は、和田証言の内、自分に都合のよい所だけ引き出し、なにがなんでも硫酸が流下すると強弁してゐるにすぎず、

の主張は次の理由で誤りである。

前者は、ビニール管内の氣密性を全く無視してゐるが、あくまで硫酸が流下するのは、ビニール管内の通気性が保たれている場合にだけ起り得るにすぎず、一方的な前提に立つて主張してゐるにすぎない。

後者は、スポットに小孔が空いていなくても、硫酸が流下すると断言してゐるが、しかしながら和田鑑定人は、その後の「空氣圧が全然加わらない状況下にあつた場合でも、本件の場合、硫酸は先端まで流下するという意味ですか?」との質問に對して「これは一応仮定になりますが」とことわつており、様々な条件を提出し、「これが絶対的に流下しないといふことはありえないと私は思ひます。」といつてゐるにすぎない。反対に「いかんとも言えない」と証言しているのである。しかも和田鑑定書では、放置したまま、最下端まで流下した例は示されておらず、和田鑑定人は、「そのようなこともあつた。」と指摘してゐるにすぎない。だから検察官論告は、単に偶然的事項を普遍化したものであり、従つてこの主張は明白な誤りである。この様に検察官は、和田証言の内、自分に都合のよい所だけ引き出し、なにがなんでも硫酸が流下すると強弁してゐるにすぎず、

非科学的な尙且つ、恣意的なデッチ上げの類であるといえる。

(イ) 次には起爆機能の重要な要素となつてゐる起爆薬、つまり雷汞と塩素酸カリウムの重量とその比率が計られていないこと、同じく硫酸の濃度が計られていない等のズサンな鑑定についての批判である。

まず起爆剤の重量とその比率が計られていないことは、重大な問題である。なぜなら起爆装置の内、例えどんなに、その構造が完全であつたとしても、本件の場合も起爆剤そのものが量やその比率において、決つして爆発したり、

発火出来ない重量や比率であるならばそのことだけで、本件の所謂「爆発物」なる物体が、その正常な機能を發揮しないことになるのであり、爆発物としての機能を有しておらず、爆発物であると認定出来ないこととなるからである。

例えば、萩原鑑定人は昭和四八年三月六日の公判証言の中で「現実に雷汞の方が少ないような場合に、ほかの要するに爆薬そのものが爆発するか否かということは、ちよつとわからないわけですね。」との弁護人質問に対し「そうですね、極端に少ないとわかりませんね。」と答えており、雷汞と塩素酸カリウムの比率の内、雷汞が極端に少ない場合ははたして爆発するのか、起爆剤としての機能を有しているのか、わからないと証言しているのである。従つて本件の起爆剤がその重量と比率において起爆剤としての機能を有していたことは、証明されておらず、起爆剤であると認定する根拠は何もないことになる。この問題が第一

※の方が一応正常にその機能をはたすように作られていたとしても起爆剤の決定的に重大なミス・ズサンな鑑定の理由である。

第二は同じく起爆機能を決定する重要な要素である硫酸の濃度が計られていない事実である。和田鑑定人は本件の物体を解体する途中、硫酸を「危険だから!!」といふ理由で捨ててしまつた。しかしながら、これは単に危険だからといつた理由ですまされる問題ではない。青山鑑定人も証言している如く、硫酸の濃度が六〇%以下であつた場合、例え起爆装置や起爆剤が起爆に到らず、勿論本体も爆発せず、爆発物としての機能を有していないことになつてしまひ、本件は単なる物体でしかないとなつてしまつ。鑑定書では本件の硫酸の濃度が六〇%以上であつたのか否か、全く証明されていない。証明されていないのだから、本件の場合、硫酸の濃度が起爆剤を爆発させるだけの濃度があつたことは断定出来ず、従つて科学的データが提出されない以上、爆発物としての機能を有しておらずとは証明出来ず、本件の物体が爆発物であるとする根拠は何もないことになる。

以上、起爆剤の重量及びその比率を計つてないデータと主張しているにすぎない。検察官側は、尾崎公判（竹谷公判でもある。）では、鷹沢君の証言と実際に発見された内容物が全く異つていたことに對して、その矛盾を何んとか合理化する為「鷹沢は爆薬の調合をしておらず、倉田がやつたのだから、発見された内容物が、鷹沢証言と異なつていても別に問題はない。」と主張してゴリ押ししたのだが、本件の場合は逆に「鷹沢が一五〇グラム装填したから一五〇グラムあつた。」のだと居直つてゐるのである。これこそ、検察官側の御都合主義と居直りの見本であつて、絶対にこのようない論告は許せないものである。

本件では、鷹沢が一五〇グラム詰めたから一五〇グラムなんだと主張し尾崎公判では、鷹沢が爆薬を装填していながら内容物と鷹沢証言が異つていてんだと主張している例も希である。以上のようないずれも、ズサンないんかいと論告の恣意的解釈は厳しく糾弾されなければならない。次に問題なのは、爆発物の威力鑑定書が單に十グラムだけを取り出して、その猛度を出し、そこから新桐ダイナマイト四四グラムにあたるとして結論していることである。本件の場合と同じく、具体的な条件を設置して実験するのではなく、たつた十グラムを全く理想的な条件で爆発させた数値を基礎にして、そこから新桐ダイナマイトの八六%だから本件の場合は、五一グラムの内の八六%，つまり科

(二) 次は、爆薬がつまりピクリン酸と塩素酸ナトリウムの重量が五一グラムあつたのか否かの問題である。この問題に関しても鑑定書を信用することは出来ない。例えば、青山鑑定人は、重量を計つた時に、次の如く証言した。「最初、私の手許に来た時は、かなり水が含まれておりまして、びちゃびちゃの状態だつたんです。それをある程度かわかして、若干しめつた状態でもつて風袋ごと計りました。」と主張しており、更に弁護人より追求されると「水が入つていた状態です。」（昭和四八年三月第二回公判調書）と明確に供述している。要するに、本件の場合五一グラムと記載されているも、決つして信用出来る数字ではない。むしろ実際には、水が入つていたことが確認されているのだから、半分の重量、つまり一五グラム程度であつたことも、十分考えられるのである。

検察官はその論告の中で、以上のような信用の出来ない、インチキ鑑定をもとにして、これまで恣意的解釈をしている。曰く「なお付言するに、本件爆発物は水が含まれていたので一、三日風乾して計量したものであり、（青山第二面証言）現実の設置時においては、前記五一グラム以上の爆薬が装填されていたものと考へられる。実際に本件爆発物を製造した鷹沢善郎はピクリン酸・塩素酸ナトリウム一五〇グラムを装填したものであつた。」と論告している。

しかしながら如何なる根拠で検察官は五一グラム以上の爆薬が装填されていたと主張しているのか、全くその科学的根拠が示されていない。その理由にあげられているの

四グラムの新桐ダイナマイトに換算しているのであって、二重に数字面を合わせた鑑定にすぎないものである。従つて本件の爆薬を正確に五一グラム爆発させた威力の鑑定ではなく、あくまでも二重に数字合わせをした結果であつて、この様な推定を基にして鑑定結果から本件の爆発威力が結論出来る訳はないのである。鑑定書としての科学的根拠に乏しいものであるといえる。

むしろ、本件の場合上部がブリキ板で蓋をした状態であつたこと、及びブリキ板の中央はスポットをソウ入する為の穴が空いていたことを考へるならば、例え、本件が爆発したとしても、五一グラムという爆薬量から推定して、その威力は、鋼管を破壊するものではなく、上部の一一番弱いブリキ板に、そのエネルギーが集中され結局は打上花火になつてしまふ、爆弾にはならないことが理論上十分考へられる。しかもこの推定の正しさは、鷹沢君の証言やマスコミ報道によつても明らかなる如く、昭和四六年十一月検察方に仕掛けられた物が打上式花火に終つた事実にも示されてゐるのである。

要するに、本件の場合にあつてもその構造、爆薬量から推定して、もし爆発したと仮定しても打上式の花火に終つてしまふのであり、爆発物としての機能を有しておらず爆発物ではない。

(2) 本件は、爆発物の使用にはあたらぬ。

(1) において明らかにしてきた如く、本件爆発物と称される

物の基準に厳格な規定・制限を加えてゐる判例、或いは前記引用した如く、「爆発物としての機能を有していないう物体は、爆発物ではないとする判決等様々であつた。現在は昭和三十年の最高裁大法廷判例（昭和二九年（判）第三九五六号）が一般的であり、刑法改正草案の中にも採用されてゐる。

その規定は、「爆発物取締罰則にいわゆる爆発物とは、理化上の爆発現象を惹起するような、不安定な平衡状態において薬品その他の資材が結合せる物体であつて、その爆発作用そのものによつて公共の安全をみたし、または人の身体財産を害するに足る破壊力を有するものをいう。」と規定してゐる。だが、この場合「惹起するような」とは惹起することが条件なのか、「惹起するような不安定な平衡状態」にあればよいか明確ではない。これではあまりにも抽象的な規定にすぎず、その人の立場によつて如何にでも解釈可能な概念でしかない。その意味では、まだ治安彈圧法としての、特徴である犯罪構成要件の不明確さを有しており、結局は裁判所の階級的判断に委ねられ、治安彈圧法としての機能をはたすことになる。

だから爆発物としての規定は、爆発物としての機能を有しているか否かにこそ、爆発物としての基準は据えられなければならないのである。

検察官は、「現実に不発に終つたものの不能犯でもなく、また爆発物の設置未遂でもない。」と論告しているが、本件はそもそも爆発物としての機能を有しておらず、絶対に爆発不可能なのであつて、不能犯であるか否か以前の問題なので

物体の起爆装置には、構造の欠陥が存在していたのであり、装置の効かせ方の巧拙、或いは行為者を変えたとしても、絶対に爆発しない物体にすぎず、爆発物ではない。

昭和二八年六月二十五日、福岡高裁は爆発物が爆発物としての破壊力、威力、性能を有しているか否かを問う以前に爆発物は爆発物としての機能を有していなければならぬとする注目すべき判決を下してゐる。つまりラムネ弾の「栓栓が栓座に接着せず瓶が密栓となつていらない限り、それはいまだ爆発物としての、ラムネ弾の製造が完成せず、爆発物ではなかつたものを爆発させようとしたまでのことでの爆発物の使用とはならないものといわなければならぬことになる。」（尙資料は、高等裁判所刑事事例集より引用）として、罰則に所謂爆発物ではないと、判決してゐる。この判決に照して考えれば、勿論本件の物体も爆発物ではない。

そもそも、罰則に所謂爆発物の規定は何も規定されておらず、過去の判例においても、様々に解釈されてきたものである。その結果、反動的検察官はその機能からいって、本質的に保守、反動の皆なのだが相対的に見て、火炎瓶さえも爆発物であると認定し、起訴していくことは、前述したとおりである。裁判所の判例も、右は、「爆発性能が極めて高度であるとかの加重要件はこれを必要としない。」或いは、「甚大な危害を与える可能性なるものは法解釈の基準として不明確すぎる。」として退け、爆発物の主要な規定を「治安ヲ妨ケ、又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスル目的」に置いてゐる。反体制思想の弾圧判例から、爆発

※使用にはあらぬとする旨の判決には、雷管と導針とのある。

例え爆発物としての機能を有していないう物体が爆発物であると認定されても使用にはあらぬ。

尚、爆発物としての機能を有していないう爆発物を使用して、結合が悪く、安全装置をはずし撃針に衝撃を与えて、発しない、手りゅう弾を投げつけても爆発物の使用にはあらぬ旨の判決（昭和二九年六月一六日、東京高裁判決、東京高裁判例時報五卷刑、二二三六頁参照）及び、前記の判例を下敷にした判決がある。後者の場合は、次の如く主張している。

「本件ピース缶爆弾は、前記のとおり導火線に欠陥があつたため、導火線に点火して投げつけるという方法では、爆発しないものであり、その不爆発はもとより、点火の方法が相当でなかつたとか、投げつけ方が悪かつたとかいうようなことは、によるものではなく、いかにもうまく点火して投げつけても、また行為者を変え、時と所を変えたとしても、いわば絶対に爆発しないものであるから、これをもつて、本件ピース缶爆弾を爆発すべき状態においていたものとは、とうていいえないものと考える。」と判決してゐる。（東京地裁、昭和四八年十一月二三日、刑事八部判決、判例時報七二三号、二二一頁）この判例に従えれば、勿論本件は、使用にはあらぬ。以上

二、本件の爆発物と称する物体は、その機能を有しておらず、爆発物ではない。

の理由によつて、私は無罪である。（完）

綱領獲得の為の斗争

中直共產黨

七一年、革命戦争派の单一党建設のための斗いにおいて、中間派的にしりごみした地方サークル連合、赤報派は、今又「資本主義批判のお題目化」抽象的「組織問題それ自体の対象化」「世界革命戦争の前線に立つ中国共産党との党派斗争からの召還」を行ない、革命戦争派の任務から召還している。

を明らかにし、赤報派の合法主義・日和見主義を暴露していく。

「統一共和制か連邦制か」それは、現実の帝国主義・社会帝国主義との国際階級斗争と無縁な内容を度はずれに強調することによつて世界党建設からの召還を意味した。七一年秋、我々は中国共産党を(1)帝国主義諸国プロレタリアートの敗北を導いた国際ファシズム統一戦線——大祖国防衛戦争に到るコミニンテルン、トロツキーとの党派斗争をめぐるスターリンの社會帝国主義の源流の問題、(2)革命的民族主義として民族解放戦争の延長に世界革命戦争を想定する(それは帝国主義、民族問題におけるスターリン、ブハーリン的謂ひゆうをも継承している)反米中間地帯、(3)(2)と不可分な形で存在する連合独裁—連続革命、プロ独リ社会主義に見られる社會帝国主義理論の遺制、以上3点にわたつて批判してきた。

潤導入批判・兩參一改三結合など)であり、農村に於ては劉少奇の下で行なわれた人民公社に対する調整政策は変革されたのではないかこと。従つて文革を通して革命の推進の担い手がプロレタリア階級に移行しつつあり、農村に於ては集團化の成果を確保しつつ、それ以上の「前進」よりは妥協を選択していること。中国共産党と毛・周体制は、この人民戦争以来の革命的力量と国際問題の複雑な関係の現在的総和として支持すべきだということ。

(C) 一、共産主義を繰り上げて実現する「人民公社」とか、三大改造の止揚とか、所有制のみ（スターリン）ならず人と人との関係を考慮するとか、これに規定された連続革命・プロ独立社会主義の定式化は、スターリンの影響を受けており、又、スターリンに対しての直接的反発のワクを出しているわけではない。（スターリンの一国社会主義理論とか、二つの所有制の統合による社会主義の理論とか、貸弊・商品関係を残したまでの社会主義等）プロレタリアを国際的階級に高め、中国に於て貧農からプロレタリア階級への依拠率を高め、人民公社坐折來の農村での妥協から、プロレタリア階級と真に結合し、農民の再革命という任務をかかる。中国共産党にとつて三大対立の止揚とか、貸弊・商品関係の廃絶とかは、まだほど遠い話である。しかしこれらは、中国の場合には、スターリンの一国社会主義論が果した役割と正反対に、政治優位の経済建設・生産関係自身を「革命の教育機関化」し、「軍事・農・商・工の差異をとり除くこと」とか「幹部の労働参加・技術者・企業部の結合」とかの政治運動路線として存在し、このことによつて過渡期世界に歴史的な実践を行ない、提起している

のであり、決して個々の批判を受けつけるものではない。むしろことを見抜いておかねばならない。

しかしこれらの批判は中国共产党がベトナム革命戦争・文革を通して帝国主義の侵略反革命軍事体系、社会帝国主義の武装反革命に対し、世界革命戦争の根拠地化、という任務を中国共产党・中国人民の再武装―政治・軍事・生産関係にわたつて一口先ではをく事実によつて開始したという事実を承認することが前提であつた。

帝国主義列強の植民地支配の網の目と対応させていないこと、帝國主義が中国の資本主義を発展させ、階級分解を生み出していくことを明確にしていないこと——但し、スターリン、ブハーリンが民族問題を単なる発展の差異あるいは農業問題、土地革命に解消し民族ブルとのプロレタリアや、民族ブルの中途半端性のバクロとにかく終始していたのに対し、毛沢東のそれが徹底的に被抑圧民族の立場に立ち、その立場から民族ブルジョアジーの二面性を分析し、現に開始していく国民党革命に対する政治的敵味方に対応させることによって決定的に優位していく——によつて①旧植民地遺制の廢棄としての中国プロ独建設が世界革命戦争の勝利と不可分な関係にあるなど、②連合独裁—プロ独を通して旧植民地時代から継続していく資本主義の発展—階級分化を公然たる階級対立に発展させ、プロレタリア階級を指導的階級に高めるものとして位置付けられずスターリン、ブハーリン流の民主主義革命、革命の型論をのりこえているものではないこと、③但し中国共産党のそれは農業集団化「人民公社」一文革に到るまで事実によつて貧農が暴力的にしかなしえなかつた農業集団化の階級斗争としての実現と、「共産主義をくり上げて実施する」とされた人民公社は、このようをレーニン主義の「二つの戦術」、プロレタリアートの指導のもとでの階級対立の公然化の事実による推進であること。但し文革は中ソ論争、ベトナム戦争の影響と共に、人民公社の行きすぎに対する調整が反動に転化し反革命に転化したことに対する革命派の革命・党派斗争であつたが、その全過程を通して斗いに決起し、実体的に生産関係の変革を行なつたのは軍を除けば①

革命戦争とそのための党派斗争の中から得た教訓——帝国主義の侵略反革命軍事体系解体、社会帝国主義の武装反革命粉碎のスローガンとか、資本主義批判を武器とした八派との党派斗争の教訓とか、賃労働制の廃止を民族抑圧の一掃と不可分な形で斗いとるとか、革命戦争とボルシエヴィキ組織の継承の結合とか、経済主義的先進国革命主義者やコスマポリタニズムとの斗争とかが党派斗争の武器となり——というより世界の革命戦争派の共通の財産とする——という方法をとらねばならない。そのような長期の実践的試練をくぐらぬ世界党建設は、空想上の絵モチにすぎない。我々はこのようなやり方を「國際主義+自力更生」と呼んできた。赤報派は統一共和制か連邦制かで中国・ソ連をなで切りにしているが「連邦制か統一共和制」は革命戦争派における八派的、トロツキー主義・経済主義の名残りにすぎない。歴史的に世界革命・世界プロ独をめぐる党派斗争が現実をとびこえてではなく、一般的にではなく具体的に提起されたこと。

② レーニンのトロツキー、ブハーリンとの斗争、ヨーロッパ合衆国のスローガン論争、ブレスト構和→ボランード進撃を見よ。
③ トロツキーのスターリンとの党派斗争が右のレーニン主義をふまえることなく「世界革命なくして後進ロシアは亡びるであろう」という敗北主義的非自力更生他力本願と、革命ロシアを「他の資本主義国に対するうつてての準備ではなくロシアでの生産力発展を第一におく（左翼反対派の綱領）、国際・国内任務の不統一故に敗北したこと。

◎ 中国のベトナム支援—社帝との斗争—国内資本主義との斗争つながり等々。

そしてなによりも 10・8 来の第二次ブンドの戦斗的世界革命路線とし、ベトナム革命戦争——根拠地化しつづある中国を対象化し、これと共に斗うことを明らかにすることによつて反スターハウスの枠をとり、一方では経済主義的先進革命論とコスマポリタニズムを克服することができなかつたこと。

それは具体的な世界革命戦争の最前線、社会帝国主義との党派斗争の最前線であり、根拠地化を押し進めている中国共产党、ベトナム労働党の果してゐる役割を正しく評価し、その自己を戦場とし革命の輸出基地とするやり方を学ぶことによつて克服することができる。そしてそれは日本の党・プロレタリアが革命戦争を人民戦争として斗う入口を渡ることによつて、中国・ベトナムと末席ながら同じ位置に立つことによつて得た結論である。

——以上——

- 16 -

(この文章は一九七四年三月ごろ獄外の一同志よりミット編集部におくられてきたもの一部を掲載しました)

いは、その初期における不可避的な合法主義によつて敗北しました。しかし、革命左派は、七〇年木下派との斗い、毛沢東思想の RW 路線（遊撃戦争→持久戦）に導びかれて「政治ゲリラ斗争」から「ゲリラ斗争」に転化し、七〇年、一二・一八斗争、七一年二・一七銃奪取斗争を先駆的、英雄的に斗い、その後の RW 派の斗いを切り開きました。他方赤軍派も、革命左派のゲリラ斗争、遊撃戦争、といふ軍事路線の実践と批判を契機にして、前段階ホウ起、連続ホウ起（黒ヘル対委のパンフによれば、一〇〇件前後の爆弾斗争）と武装斗争、そしてそれを担う一〇数組のゲリラ組織を誕生させたのです。（ブル新によれば表われただけでも、連合赤軍、左派及び赤報派の爆弾斗争部分、仏教関係の爆弾斗争グループ、その他デツチ上げられている事件を斗つた部分や、未だ権力から解明されていない無

- 17 -

RW 派単独によるホウ起をめざした武装斗争—革命戦争を斗う单一合法党建設ということです。

②、七年、RW 派の斗いと党内斗争、〇〇六九年、RW 派の斗

○ 「左派」というのは、連合ブンド左派のことです。私はこれまで赤報派が我々を「神奈川左派」といつていたので「神奈川左派」と使用してきましたが、この名称は正しくありませんので「連合ブンド左派」又は「左派」とします。

数の爆弾斗争及びゲリラ組織の誕生とRW派への成長)、これに伴いRW派各組織においても、八派、ソビエト派においても、分解が進行し、RW派・八派、ソビエト派の分裂がおこり、全党派でかかる党内斗争と分裂が開始したのです。

まず、八派、ソビエト派、或いは全共斗、RW派シンパ部分からは、我々が確つかり結合して進まなければならぬ唯一の最良の部隊!!革命的階級は黒ヘルゲリラグループという眼に見える形で登場しました。その多くは、一〇・八来六九年まで棒とビンを握り、敗北した中から、赤軍・革命左派の斗いに触発され、八派がスコラ論議に身をやつしている時、自分の斗いを権力から防衛し、労働し、且つ戦争して、武器を学び、手さぐりで爆弾を作り、権力と斗い、勝利の道を捜し求めていた労働者、学生出身の半プロレタリアであり、彼等の斗いは、我々にプロレタリア人民を非公然軍隊としてRWに組織出来る可能性と必然性を示したのです。従つてこの革命的部隊を党の下に組織し打ち鍛え、七一年秋一冬の爆弾斗争として始められたばかりの武装斗争を非法党組織の基準であるレーニンの全国的政治新聞上受任者網一軍事技術で結合し、発展させることができます。(赤軍はすでに開始していたのが!!)、ここで明確にしておかなければならないのは我々が労働者、人民の結合という時、それは決して一般的、無媒介的な労働者、人民ではなく、八派、ソビエト派から分離したと同時に、労働者、人民であつて、ノロシ派や八木氏等の言う「労働者・人民との結合」とか「労働者の中へ!!」とかではありません。我々が結合する労働者、人民とは六九一七年のRW派の斗いの中で旧い八派、ソビエト派から自らを「革命」していくRW派の武装斗争非法党建設の実践とその中で生れ、鍛えられ、斗いを開始した労

らないのは、左派の方針です。当時、党内における対立は「口での一致、実践での不一致」であり、この対立を如何に止揚し、秋期武斗を準備するのかこそ問われていたのです。この困難な党内斗争に規定されつつ、左派はブラック方針として「自力更生による軍建設」と「セン滅戦」を採用しましたが、この方針こそ最も正しかったのです。ノロシ派を解体し、秋期武斗を斗う為には単に方針を出せば、克服、止揚されるといつた性格ではなく、方針を提起すると同時に、その方針を保証する軍事技術、物質、人員のすべてにわたつて準備し、方針を提起しない限り、党内斗争を克服し、秋期武斗を斗うことは不可能な事態でした。それに対して赤報派はノロシ派と我々の中間を構成し、口先でだけノロシ派を批判するにすぎず、実践的には何一つ準備せず、ノロシ派脱走後は、我々自身の斗いと非法党建設が武器、戦術、財政等の点を軸としてより新らしい非法党建設へとつき進まなければならないにも拘らず、九、一〇月斗争以上の高度なRWの実践が要求されるや、そのことによつて引きおこされる結果に驚かし、「連合赤軍と即時の統一をしようとした」(それが出来ればよかつたのだが)とか「党を連合軍に解体した」とか様々なありもしないデマを流し、抽象的な非実践的な中央集権主義批判し、发展させるべき内容を明らかに出来ない実践的原因があるのです。レーニン主義党組織は真空の中から生れるものではなく、武斗から何一つ教訓を得ることも、七一年秋期武斗の地平を継承し、七七年古い八派的組織から成長した職業革命家が武器、情報、資金、理論、非公然誌を作り、戦場を創る中で鍛えられた團結を基礎にした「組織」以外のものではありません。赤報派の如く理想上の「党」から現実をあてはめようとするのは実践上の試練も経ず、従つて現

実には如何なる團結もないことの反映なのです。(彼等の機関紙はその見本です!!)

以上から連合ブンド内党内斗争と秋期武斗に対しては次の2点をおさえておく必要があります。(1)、七一年秋期武斗において、自らをRW派へとおしあげ、成長させた部分は「左派」だけであること、(2)、連合ブンドの党内斗争は、党内八派!!ノロシを叩き出した上でRWを組織していること、これに対して連合赤軍は完全に党内八派、メンシェビキとの訣別によつて山に向つたのではなく、中途半端な形で山に向つたのです。この点は我々の方が優れているのです。しかしこれは多分に我々の置かれていた位置によつて規定されいました。なぜなら赤軍派は六九年七・六以来八派との党派斗争を切り捨てるによつて自らをRW派へと成長させましたが、それとは逆に連合ブンドは最も長く八派の中に停つっていたので、自らをRW派の一翼へと成長させようとするならば、最も深く結びついた自身の八派の残シと徹底的に斗い訣別しなければならなかつたのです。その理論的成果が資本主義批判であり、政治的にはノロシ派を党から叩き出したことです。しかしながら左派の武装斗争と非法党建設は連合赤軍の作り出した高揚の下での斗いであり、且つその経験が短いことの結果その軍事技術、非合法組織活動、非公然誌を通じてのプロレタリアの組織化等、権力斗争や党派斗争の経験と蓄積が不足しており、従つてその克服抜きには左派が七一年秋一冬の斗いと一〇数組のゲリラ組織を統一戦線、党派斗争-RW派の单一党建設へと領導することは不可能でした。これが左派の限界でした。

次に革命左派では如何なる党内斗争が発生したのか?、革命左派は六九年六・二四ML派よりの襲撃を受け、七・七以降は自衛としての反米愛国行動隊を結成し、その後この反米愛国行動隊を次の如

勤者、人民なのです。労働者、人民との結合は、七一年RW派の斗いとその到達点、非法党建設と新党結成の地平を継承し、批判し、发展させる觀点からのみ追求されねばならないし、そうでないなら、労働者、人民は我々を信頼しません。それ以外の労働者、人民との結合の道は、これまで三派、八派、RW派から相対的独自的に自己の民主主義的、民族的要求を持つて斗つて来た部落、在日朝鮮人民、山谷、釜等の労働者の斗いを自己の斗いの軌跡へと引き上げ高めるのではなく、彼等の斗いへと乗り移ることによつて、非合法を解体し、党を解体させる清算主義であり、その典型が八・二五共斗であり、資本主義批判のお題目化なのです。以上の様に、八派、ソビエト派から分裂し成長して来た労働者、人民に依拠し、結合することが我々にとつて必要なのです。この点において私自身若干の曖昧さがあつたことも事実であり、現在のプロ革派にあつても、この点の曖昧さが払拭されているとは考えられません。

連合ブンドにあつては、七一年四・二八、RW派、三派集会、日向派との党派斗争の敗北が合法主義であつたことの総括から、四・二八以降、本格的な非法党建設に向いました。その斗いが連合ブンドRGの持つていた六九年政治と合法主義の克服でありRGを軍事組織として鍛える為の「三・六規律」の作成と七月行動からの「軍事優先生義」の開始と指導方針でした。これによつて、が連合ブンドは、更に八月一九月段階における党内斗争は秋期武斗的具体的な方針をめぐつて斗われ、更にノロシ派、傾向としての赤報派、そして我々(左派)への分裂は深まり、矛盾が先鋭化し、決定的な対立へとエスカレートしました。ここで特に注目しなければな

く総括している。「我々は現在の（実力斗争）の中から自然発生的に生れ出ている行動隊組織の欠陥を克服し、これを一層発展させなくてはならない。今自然発生的に斗われている行動隊組織は日帝自立路線の影響下にあり、明確に米日反動の米軍基地を背景とする暴力装置粉碎をめざしていない、そのため大衆的実力斗争組織と、米日反動派の暴力装置に意識的に対抗する行動隊との区別が付けられていない、そしてまた各派の行動隊に分裂させられてしまっている。我々は反米愛国路線のもとに行動隊組織を結成し、強化し、他党派の行動隊組織と連帶して、一層この行動隊を米日反動派の暴力装置粉碎に向つて発展させなくてはならない」（「解放の旗」四号九・一九）、出所は「連合赤軍問題の解明のために」（上）一〇頁雪野健作）と主張して、九・三、四の愛知訪米、訪ソに対する羽田斗争を斗つたのである。この理論を実践に対しても我々が絶対に踏めておかなければならぬのは、革命左派の理論と実践が六九年当時完全に大衆運動との関連でしか実力斗争を斗えなかつたのに対し、革命左派は、大衆運動と切り離された時点から斗争を組織したことである。例え斗争を担つたメンバーが合法領域のメンバーであつたとしてもこの斗争の質は注目するべきであり、その後の一〇・二一横田基地米軍機破壊斗争においてより発展させられているのである。これに対しても雪野君は、私とは反対に「ここには革命左派の戦斗団への転落をもたらした要素がすでに明確にあらわされている」と主張しており、我々は反面教師としてこの斗争の質を評価すべきです。「解放の旗」七号（一二・三〇）では、「今日の情勢は米日反動権力の暴力装置粉碎をめざす斗いが必要とされており、この巨大な武力と斗う弱者の戦術は敵を分散させ、弱点をつくゲリラ斗争以

ヘルゲリラ組織が武装斗争を開始した段階、更に八派、ソビエト派の斗いが渋谷一日比谷、或いは成田と高揚し始めた段階では、毛沢東思想、反米愛国、所感派路線の体系はシッコクと化したのです。革命左派が武装斗争とゲリラ組織を統一し、新らしい次元に引き上げる為には、統一戦線、党派斗争によつて、更にこの武装斗争とゲリラ組織を領導する為にはシッコクとなつた毛沢東思想の教条主義、反米愛国、所感派路線から離れなければならなかつたのであり、その具体化が反米愛国の放棄と、統一赤軍の結成であつた訳です。ですから永田氏達の革命的直感は全く正しかつたし、現在新党の立場から総括していることを断固支持するものです。獄中の川島氏を中心とする部分が、反米愛国の放棄を批判し、統一赤軍を認めなかつたのは（といつても當時氏は社会主義革命の立場に近づいていたみたいですが）、彼等が斗いの新らしい質を分析出来ず、毛教条主義の体系からだけ、武装斗争とゲリラ組織の統一をすることが出来ると判断（？）していたのかもしれないが、それは全く誤りです。R.W.の新らしい段階、新らしい矛盾とその解決の方向性、統一戦線、党派斗争の質が理解出来ていなかつたことであり、それは必然的に総括における新党結成の意義を清算することにつながつてゐるのであります。

これを國際共産主義運動との関係で言えば、まず中国共産党は国共合作の敗北後、二七年「八・七緊急會議」で秋收ホウ起を組織したが全て失敗した。それに対して毛沢東は長沙ホウ起の失敗後、井岡山の斗争を経る中で、（コミニンテルンの軍事路線とは全く別の地平から）、旧来の労働者を中心とした都市型ホウ起の権力奪取に対して、農民を主力軍とする遊撃戦争一運動線によつて革命根據地を樹立し、最終的にはコミニンテルンの軍事指導者、ロミナーゼ或いは

く總括している。「我々は現在の（実力斗争）の中から自然発生的に生れ出ている行動隊組織の欠陥を克服し、これを一層発展させなくてはならない。今自然発生的に斗われている行動隊組織は日帝自立路線の影響下にあり、明確に米日反動の米軍基地を背景とする暴力装置粉碎をめざしていない、そのため大衆的実力斗争組織と、米日反動派の暴力装置粉碎と連帶して、一層この行動隊を米日反動派の暴力装置粉碎に向つて発展させなくてはならない」（「解放の旗」四号九・一九）、出所は「連合赤軍問題の解明のために」（上）一〇頁雪野健作）と主張して、九・三、四の愛知訪米、訪ソに対する羽田斗争を斗つたのである。この理論を実践に対しても我々が絶対に踏めておかなければならぬのは、革命左派の理論と実践が六九年当時完全に大衆運動との関連でしか実力斗争を斗えなかつたのに対し、革命左派は、大衆運動と切り離された時点から斗争を組織したことである。例え斗争を担つたメンバーが合法領域のメンバーであつたとしてもこの斗争の質は注目するべきであり、その後の一〇・二一横田基地米軍機破壊斗争においてより発展させられているのである。これに対しても雪野君は、私とは反対に「ここには革命左派の戦斗団への転落をもたらした要素がすでに明確にあらわされている」と主張しており、我々は反面教師としてこの斗争の質を評価すべきです。「解放の旗」七号（一二・三〇）では、「今日の情勢は米日反動権力の暴力装置粉碎をめざす斗いが必要とされており、この巨大な武力と斗う弱者の戦術は敵を分散させ、弱点をつくゲリラ斗争以

外ない。」（前掲に同じ、一二頁）として「政治ゲリラ斗争」を定式化しており、「解放の旗」一二号（七〇年、一一・二五）ではついに「ゲリラ斗争を開始せよ！」と呼びかけているのである。これに対しても赤軍派は同時期に大ボサ峰で敗北した訳ですが、その軍事路線はホウ起主義であり、その軍事的質は大衆運動主義でした。このような革命左派の軍事路線における優位性こそ、一二・一八斗争、二・一七銃奪取斗争を英雄的先駆的に斗えたのであり、赤軍派の前段階ホウ起、連続ホウ起路線を捨てさせ、実践的にも組織的にも、革命左派の軍事路線を採用させ、M作戦、六・一七セン滅戦にも強く影響を与え、七一年秋一冬の武装斗争とそれを担うゲリラ組織の誕生を準備したのです。

革命左派の党内斗争は「七・一五統一赤軍の結成」と共に開始されたと思いますが、この党内斗争は革命左派の斗いによつて作り出された武装斗争とゲリラ組織を如何に統一し、新たな次元に引き上げていくか問われたのです。最初にゲリラ斗争と遊撃戦争を提起し、実践した革命左派は、その新左翼に対する大衆運動主義批判一〇万プロレタリア・人民の実践と六九年大衆的実力斗争の敗北から得たのであり、従つて革命左派はこの武装斗争とゲリラ組織を統一し、新らしい次元に引き上げいくためほは、その政治的立場も新左翼一〇万、プロレタリア人民の斗いと共に発展させなければならなかつたのです。にも拘らず、獄中の川島氏を中心とする部分は毛沢東思想、反米愛国、所感派路線によつて体系化してしまいました。毛沢東思想、反米愛国が有効であったのは、その正しい軍事路線によつて、七一年前半の日本階級斗争を領導出来た時期だけであり、七一年前半の斗いによつて触発された左派RG、赤報RG、黒

ハインツ・ノイマン等の正規戦争路線を粉碎し、遵議会議で毛沢東の指導権を獲得し、持久戦を創造して中国革命の戦略問題を解決し中国革命を勝利に導いた訳です。（この過程は六九年革命左派が新左翼の合法主義を批判し、ゲリラ斗争一遊撃戦を外部注入し、七一年秋一冬の斗いを切り開いた歴史と非常によく似ている。）しかし、毛沢東はレーニンが組織し、スターリンが解散してしまったコミニンテルンの総括が出来てないので、（例えば「國際共産主義運動の総路線についての論戦」ではコミニンテルンの解散は正しいと言つてゐる）、つまり軍事問題においてだけコミニンテルン路線を止揚しているにすぎず、スターリンとの党派斗争を放棄し、コミニンテルンの一分派へと自らを停めているので、未だ、民族共産主義の枠から脱皮出来ず、民族解放斗争の頂点として位置しつつも自らを明確に世界革命の根拠地とし、（実態は不充分でもなりつつあると判断出来るが!!）世界党を組織し、自信を持つて各国の共産党と革命運動を統一し、指導出来ずに存在しているのである。

この限界を新左翼は反スターリン主義、社会主義革命、世界革命として一九五八年以降斗い始めたのです。ですから革命左派は、毛沢東思想のこの限界性を有しており、この限界性を突破しない限り、反米愛国だけでは一〇・八以来の労働者、人民の斗いを指導し、彼等を統一し、領導することは出来ないのであり、この毛沢東思想の限界性を突破し、R.W.派を統一することが、七一年秋一冬の斗いの中で問われたのです。つまり旧来の反米愛国路線を放棄し、社会主義革命の立場に立ち、統一戦線、党派斗争からR.W.派による単一五統一赤軍の結成一連合赤軍一新党結成なのです。だから連合赤軍と新党の結成は歴史的にも、政治的にも革命勢力の要求に答えた

壮舉であつた訳です。

次に赤軍派にあつては如何なる党内斗争が発生したのか?

赤軍派は、M作戦、六・一七^④セン減戦によつて大量のRW派の斗い、ソビエト派の分裂、成田・渋谷一日比谷、等の戦斗を作り出した。その結果七一年の斗いと一〇数組のゲリラ組織を統一し、この新らしい斗いに向つて組織化する為の指導が革命左派同様問われたのです。同時に他方では、七一年前半の斗いによつてタイ頭じた党内メンシエビキを党的、組織的に叩き出すこと、及び、軍II戦争、革命戦線IIプロレタリアの組織化といつた党、階級の二元化^⑤、即ち頭II RW派、下身II八派を一元下し、RW派プロレタリアを革命戦線ではなく、自己の軍事組織が組織し、鍛えることが必要だつたのです。この党内メンシエビキとの斗争を徹底化させることによつてのみ革命左派や党内八派IIノロシ派を叩き出した連合ブンド左派及び赤報派RG、或いはRW派プロレタリアを代表していた黒ヘルゲリラグループとの党派斗争、統一戦線を組織し、RW派の次の陣型を築き上げることが可能だつたのです。しかしながら森氏達はついに党内メンシエビキとの決着をつけずに山に向いました。これが重大な誤りの一歩だつたのです。

(3)、連赤の総括と党建設の指向性

以上、革命左派の一^⑥・一八斗争、二・一七銃奪取斗争、赤軍派の五作戦、六・一七^⑦セン減戦によつて七一年全戦線にわたつてRW派各組織と、八派、ソビエト派の内部で党内斗争と分裂がダイナミックに開始されたことであり、八派、ソビエト派からは黒ヘルゲリラグループが成長し、連合ブンドにあつてはノロシ派を叩き出した左派RGと赤報派RGが登場し、赤軍にあつても党内メンシエビキとRW派の斗争が発生し、革左にあつては毛教条主義と反米愛したからです。

ですから結論として言えることは、七一年秋一冬の斗い全体の中で獲得した革命的プロレタリアの立場、陣型、その成果である連合赤軍I新党結成I单一党建設の斗いが、その成果と共に移行期に不可避的な自己変革を抜きにして行われ、八派的、小ブルの残影を残していったこと、(その反動化が肅清)。それが連合赤軍、RW派全体の敗北を生み出したということです。この様な事実はRW派が未にしては存続しなかつたことを意味しています。つまりRW派の

岳根拠地、肅清、爆弾斗争否定II銃撃戦と権力への敗北へと一体化

していますが、このことは連合赤軍が山岳根拠地に結集した二〇数名の革命家達に革命の未来を託さず、銃撃戦によつて大衆の決起を漠然と期待していたことを意味しています。(党と階級の二元論的立場、軍事過程論の立場)、その理由、(1)、自分達の過去の斗いを同時にプロレタリア全体の斗いとして発展させること、連合赤軍の斗いに引き続き、現に無数の爆弾斗争を斗つて來たRW派のプロレタリアを鍛え訓練してゆき、ゲリラ戦争I RWとして発展させていくことに確信を持てなかつたこと、なぜなら赤軍(森氏)も革命左派(永田氏)も自らの作った新党を古い赤軍や古い革命左派に対しても明確に党的組織的に分裂を勝ち取つていなかつたからです。(例えば、永田氏と獄中の関係、赤軍派にあつては党内メンシエビキとしての革命戦線を否定しきれていないこと、たしかに肅清はしたが、それは政治的なものではありません)、(2)、同時に七一年秋一冬の斗いによつて誕生したRW派労働者、人民とその頑在的、潜在的な分解に依拠し、これを火花として、広野をも焼き尽すRWの縦路線を敷くことが出来ず、銃撃戦という戦術においてのみ止揚しようとしたからです。

ですから結論として言えることは、七一年秋一冬の斗い全体の中で獲得した革命的プロレタリアの立場、陣型、その成果である連合赤軍I新党結成I单一党建設の斗いが、その成果と共に移行期に不可避的な自己変革を抜きにして行われ、八派的、小ブル的残影を残していったこと、(その反動化が肅清)。それが連合赤軍、RW派が未にしては存続しなかつたことを意味しています。つまりRW派の

国路線の堅持が、反米愛國を放棄して、一〇・八来斗つて來た新左翼一〇万プロレタリア、人民と共に自らを成長させ、發展させるのか否かの党内斗争、党派斗争が全戦線で展開され、その結果、七一年秋一冬には一〇〇件前後の爆弾斗争と、一〇数組のゲリラ組織が誕生し、ここに日本階級斗争の将来を担うRW派が各党派、各戦線の枠を突破して登場したのです。このような階級斗争の質的転換の前に、古い組織、古い実践、古い言葉は過去のものとなり、新らしい階級斗争の展開にとつてシヅコクとなり、無意味なものになり、その新らしい階級斗争の質的転換に答えた結果が、RW派単独による統一戦線、党派斗争、单一党建設としての連合赤軍I新党結成であつたということです。

だから連合赤軍、新党結成の大枠、方向性は第一に、七一年秋I二冬の斗いの中で蓄積され作り出されたRW派到達点の堅持であり、同時に連合赤軍は革命的プロレタリアを自分達の斗い(非合法技術、軍事技術、武器、情報、資金の組織化)の地平にまで引き上げることが問われていたこと、第二には、八派、党内メンシエビキ、毛教条主義との党的、組織的分裂を促進し、八派からRW派へ、小ブル階級から革命的プロレタリア階級への移行が基準でなければなりませんでした。連合赤軍に要求されていたのは、七一年秋一冬の斗いによつて誕生したRW派の労働者、人民とその頑在的、潜在的な分解に位拠し、自己の古さと斗い、自己を純化していく第一歩を開始しなければならなかつたのです。それ故連合赤軍の森氏達は大ボ臨峰以来の混合性を捨て、永田氏達も毛教条主義や反米愛國を基準にすることをやめ、七一年秋一冬の実践的基準を持つて非合法党建設、单一党建設に向いました。だが同時にこの新党結成I統一赤軍は山前進した地平での非合法党建設とはこのようない時期を一步進めることです。

(4) プロ革派批判

(1)、プロ革派は以上の様な連合赤軍、新党結成の地平を正しく総括し、小ブル革命主義の克服を提起しました。

しかしその正しい総括も無媒介的、観念的な労働者、人民との結合では誤りです。我々が結合する労働者、人民とは、七一年秋一冬の斗いによつて誕生した労働者、人民とその頑在的、潜在的な分解に依拠することでなければなりません。しかし、塩見氏の総括は資本主義批判の思想問題に重点がおかれており、具体的な斗いの分析が

あまりなく、連合赤軍の一歩前進した地平からこれを全体として継承する立場が弱いので、実践的組織的には部落、釜、住民斗争等との結合に重点がおかれ、非合法軍事組織の建設との関係が不明確です。プロ革派はこの様な具体的分析を如何に考へてゐるのでしょうか？特に、永田氏、坂東氏、植垣氏達は！、連合赤軍の斗いは、その負の側面（肅清）だけではなく、正の側面も明らかにしなければなりません。

(2) 塩見氏は非合法党建設に関して、そのオルグの中で、党の地下化を主張しているから後の具体的なことは出てから意志統一すればよいと、と私はつい最近まで考えていましたが、しかしこれは慎重に考えなければならぬことです。なぜなら、一方では労働者、人民との結合を主張し、他方では党的地下化を主張しており、これでは二元論的立場を払拭出来ません。我々はまず第一に何が要求され、何から始めなければならぬのか？、言うまでもなく、連合赤軍より一步前進した地平から斗いを開始することです。我々は獄中にあつても、獄外で地下に潜行し、非合法党建設を進めている同志達と共に非合法党建設を第一の目的にしなければなりません。非合法党建設の利益から、非合法党建設の成長からのみ判断した上での労働者、人民との結合でなければならない。決してこの逆ではない筈です。この点を曖昧にして労働者、人民との結合を主張しているならば誤りです。このことは重要なことでありこの点を曖昧にしている合法主義に足をとられます。プロ革派は如何に考へてゐるのでしょうか？。

以上、プロ革派批判というよりは指摘に近いのですが、プロ革派の意見を聞いて下さい。もし(1)、(2)のことを当然のこととして認められるならば、連合赤軍を主体的に担つて来た同志達は、RW派の非合法派（単に精算派ではなく、具体的にわれわれを売りわたす階級敵のまま続けば、口先で非合法を言ひ、その実われわれが築いていたる作業を内部から破壊し、権力や合法主義者にさらけ出す精算派）は君がそのことを全く自覚せず、むしろ革命的行為だと酔いしれてゐる点です。おそらく君は何を指弾されているのかわからぬでしよう。はつきり言いましょう。君は手紙の中では誰々は何々をいましてゐる。何々をしてゐるから裏切り者だ。だから誰々を指導者と認めない等どこから仕入れてくるのがはわからないがうわさや情報にうろたえ、至る所でそれをふりまきそれを総括と称してゐます。君はいつたい獄外での非合法建設の作業を何だと思つてゐるのだ！馬鹿者が！たとえばいまここにAが消耗し、だれか金持ちの女と結婚したとし、その情報を私が知つたとする。そこでぼくはいたる所でそれをいひたて、ふりまいたとするならば、私はプロレタリア的規律と原則に貫かれた非合法活動を行う地下革命家と言えるだろうか。Aは本当に消耗したのがもしそれな

法党建設の為にも、川島派批判、清算派批判の為にも、連合赤軍の軌跡を全体として、具体的に分析し、RW派の方向性を提起すべきです。思想問題と肅清だけではなく、連合赤軍の斗いを全体として総括してくれるよう望むものです。現在はその時期でもあると思ひます。

一九七四年八月二十四日 市川

東京拘置所にて

平

獄中の同志への手紙

君は自分の総括に対し、支持か不支持かとわれわれにせまつてあります。冷こくなようだがそれ以前のひどい内容であり、はつきりいつていつたい君は七〇年関西RGとともに斗つた非合法活動の中で、そして七一年にいたる斗いの中で何を学んだのだと言いたくなるものである。ここで貫かれてゐるのは、プロレタリア的規律とは縁もありかないズブズブの合法ボケであり、これがこのまま続けば、口先で非合法を言ひ、その実われわれが築いていたる作業を内部から破壊し、権力や合法主義者にさらけ出す精算派（単に精算派ではなく、具体的にわれわれを売りわたす階級敵のようない存在にダ落することは必至です。そして最もビンチなことは君がそのことを全く自覚せず、むしろ革命的行為だと酔いしれている点です。おそらく君は何を指弾されているのかわからぬでしよう。はつきり言いましょう。君は手紙の中では誰々は何々をいましてゐる。何々をしてゐるから裏切り者だ。だから誰々を指導者と認めない等どこから仕入れてくるのがはわからないがうわさや情報にうろたえ、至る所でそれをふりまきそれを総括と称してゐます。君はいつたい獄外での非合法建設の作業を何だと思つてゐるのだ！馬鹿者が！たとえばいまここにAが消耗し、だれか金持ちの女と結婚したとし、その情報を私が知つたとする。そこでぼくはいたる所でそれをいひたて、ふりまいたとするならば、私はプロレタリア的規律と原則に貫かれた非合法活動を行う地下革命家と言えるだろうか。Aは本当に消耗したのがもしそれな

いし、そうではないかもしれない。私は知る材料を持つていないうちに、どうでもいい。私は知る必要もない。逆にそのようなことを言いたてる事によつてかれらの組織内に混乱を起させ、権力の警戒を強めさせ、彼らの組織建設を妨害するにとどまらず、必ず（そう必ずだ！）彼らの地下メンバーを権力にうり渡す可能性を五〇%実現しているのであり、もし私がそのようなことをするならば、私は彼らに制裁されるべきである。それは革命戦争派の最低の仁義だ！君の場合ももつと悪い。君は組織の誰がどういう理由で何をやつてゐるか知らねば信じられない。言いかえれば、自分の革命に対する不動の信念と、プロレタリアに対する信頼に立脚するのではなく、自分の近くにいる他者との関係でしかものが見られないのである。そのうち権力が「Bは女房や子供にやめた」と言つてゐる。消耗して革命活動と無縁でどこかでくらしてゐるらしい」（もしかしたらBは別の任務にいるかも知れない。ありうる話である。）と告げ口したら、うろたえ、頭に血が上り、「そう言えばBはどこで会つた時どう言つた、彼は信用できない、裏切者だ、責任問題だ」とBを売り渡す第一歩をふみ出すに違ひないので。そんなことはないと思つてゐるなら、ふざけたらいけない。いついたい君はものを言う時、自分が勾置所に在り、君の一言一句が権力の資料となつてゐることを自覚してゐると言えるのが。私はとてもじやないが、こんな無規律、無原則な小ブルの浮動性に満ち満ちた態度をいぜん続けてゐる人と地下活動をする勇気はない。君はかつて自供問題について自己批判したと言つたが、それは單に口先だけであり、権力の策動と、さまざまデマゴギーに解体されあと先を考えず自供をした態度と今日のたためな言動は本質的

は同じ根がち出だものであり、表裏をなしていいるのである。

君の今日の状況こそ、小ブル革命主義の極であり、小ブル革命主義は観念ではなく具体的言動なのだ。これらの原則はすでにわれわれの犯すべからざる共通して獲得していしたものにも拘らず、君はそれをすて去り、われわれを危機にさらしている。(具体的に!)君がこのことを根底から自己批判し、態度を改めない限り、論争は何の成果も生まれないことをはつきり言つておく。以上の点をふまえた上で君の理論の致命的欠陥を箇条書きに指摘する。

1. 資本主義批判は剩余価値法則の欠落(剩余価値の生産)等と愚にもつかない理論を言つたり、「二・一八をかけぬ歴史をさかのぼり、自ら宇野・日向、その裏返しのスター・リン経済学まで回帰してゐること。そして決定的には革命戦争派、プロレタリアートの立場ではなく、小ブル社会主義派へ転落していくことである。君の新しい理論は「剩余価値の生産—資本への転化(蓄積)」 \rightarrow 階級斗争・階級意識の基礎」としている。これに対して二・一八論文は「剩余価値の生産—資本への転化

(蓄積)」は資本制的生産過程の一部(一面)とりわけ資本の運動の一面であり資本制的生産過程は剩余価値の生産—資本への転化、蓄積にとどまらず、労働者が労働力再生産費として受け取るもの又、そしてそれも明日の剩余労働—剩余価値の生産を生み出すためにのみあり、そしてその範囲でのみ労働者は生きることを許されるという関係の再生産、つまり一方に資本を他方に賃労働を再生産していく賃金奴隸制の維持、再生産にその本質がある」としたのである。どちらが革命的で正しいかは自

的なものであるときびしく批判していきます。資本論もまた剩余価値の生産に始まる展開の記述に終わつていたならば古典派経済学のブルジョアイデオロギーに対する党派闘争の武器とはなり得なかつたでしよう。

君の莫大な大算は「資本論」をブル・イデに対する党派闘争、階級闘争の武器として読みとるのではなく、単に資本主義社会の経済構造の解明、搾取の構造の分析の経済書へださしめようとしているだけである。猛省を要求する。

略

ての党派に旧い党派的わくをすて、新しく團結(正しく統一戦線と党派闘争をキソにした、そして革命戦争の実践を唯一の統一点とした)を要求しそれに向けた非合法党の飛躍が急務であった。

これは単に権力関係からそりあつたのではなく、一たん火ぶたがきられ、後退が許されない武闘を一気に全人民的高揚の中に拡大させ、持続させていくために千載一偶の決定的な機会をもつたのであり、そのためには、まず第一に権力の正面に登場した連合赤軍(その意味において九・一五連赤結成はこうして革命派勢力の要求に答えた壯舉であつた。)を孤立さすことなくわれわれ自身の非合法党建設の中で獲得したもの(RGII 政治軍隊、P B II Y Bとして表わされたもの)を武器に相互協力・相互批判、相互指導を軸に武器・戦術・財政等を軸としてより新しい非合法党建設へつき進むことが絶対の条件であつた。そしてそれが精算派(烽火)へことは上の問題として言われていたときには、われわれと共通していた赤報派は、それが現実の緊急の任務として実行が要求されてくるや、そのことによつてひきおこされる結果にきようがくし、現実にはわれわれがしていない(本当にしてへたらよかつたのだが)テーマを頭の中で作り、でつち上げ、それにおののけて逃亡したのである。(古

明である。君は資本制における階級支配が生きた労働に対する四時間の永遠の支配であることを忘れ、労働の支配の単なる一面にすぎない剩余労働のさく取の構造に階級支配を限定して理解するブルジョア思想にダ落しているのである。)

ここから導かれる実践的結論は、君はさく取の構造の解明にのみすんで、せひぜい資本制的生産関係の基本は盗みの法則だというだけなのである。これこそが悪しき小ブル革命主義の極なのである。これに対し、「二・一八論文の実践的意義は、君やそれまでのつかりの理论は「剩余価値の生産」ではない。ただ資本家まらず、労働力再生産費として支払われたものすらも、次の日再び資本の手にうばはかえされ、プロレタリアートは最後の一滴まで、そしてその子孫、妻子まで自分のものではない。ただ資本家のためにのみ生み、養う関係そのものの再生産のことである。」盗みではなく、奴隸制(そう制度)であり、それを現実の階級闘争の中に考察し、「労働者の経済的解放」を目的とする闘いへわれわれ自身を出発させる基礎をなしている。(もちろんそれ以上ではない。)ちなみに剩余価値の生産一般が階級的本質などというのはマルクス主義と縁もゆかりもない。リカート古典経済学でも剩余価値の生産を言つてゐるのであり、これをエンゲルスは「哲学の貧困」の序文の中で批判し、これを言いたてるだけではリカート派社会主義(つまり現代でいえば協会向坂派や日本共のような組合主義・剩余価値をとりもどすこと)を要求する、階級関係の腐敗に至らない)におちいるだけであり、それは小ブル

革命戦線のようないい非合法党建設をめぐる問題について

派との党内斗争の中でわれわれ共通の常識として獲得されたいたのである。（この点において、われわれは連赤よりすぐれていたのであり、連赤はついにそうした問題に革命戦線との間で結着をつけなほま山に向つたのである。）

今日、赤報派が R·G·Y·B とそれ自体正し

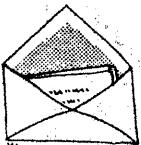
いが、革命戦争派内部では実践上の常識として確立されているものをもち出し、それを魔法のつえのようにふり回しているのは実は自分たちの悪しき分業主義と指導の無能、そして革命戦争派の单一党建設に対する反動性をおおいくわす意図に他ならぬ。

ともあれ、だからこそわれわれは連赤の中にわれわれ自身の党建設の弱さを見つめなければならなかつたし、つまるところわれわれ自身も又、烽火と赤報との三者のもたれ合ひの中に安住し、それとのけつ別と自立の準備に立ちおくれたことにに対する痛烈な反省として自力更生がうち出されたのです。（自力更生については教える問題ではないのでクドクド言いません。言つても理解できぬでしようから。ただ一つ、自力更生を「無責任体制」だといふ貴兄の中に自身の弱さを反映してゐることを指摘するにとどめます。）

3・4・5・6 略

われわれの君に対する要望は資本主義批判のアレコレの概念をいじりまわすことではなく赤報派との党派闘争を組織問題を軸に総括しなおすこと。（单一党をめぐる問題として）さらに非合法組織建設の一点からわれわれを位置づけること。ここで陥つては

最後に身体に気をつけて！
略



ならないことは組織論の体系作りに精を出さないこと。この一点を軸にしてのみプロレタリアートの組織化を考えることです。これらを学ぶには戦前の日共の活動の経験（例えば渡政やその女房の手記）、方志敏の獄中闘争の経験、カモ（チクリス共産党）の経験を真げんに学ぶことです。

〔資料〕
昭和四九年七月二六日判決宣告
昭和四七年合併第六一四号
判決
市川 平
昭和二一年八月二十五日生
右の者に対する爆発物取締罰則違反被告事件につき、当裁判所は、検察官斎藤吾郎、弁護人横田幸雄各出席の上審理を遂げ、次のことおり判決する。

（犯行に至る経過）
被告人を懲役六年に処する。
未決勾留日数中五五〇日を右刑に算入する。
訴訟費用は全部被告人の負担とする。

主 文
理 由

右の者に対する爆発物取締罰則違反被告事件につき、当裁判所は、検察官斎藤吾郎、弁護人横田幸雄各出席の上審理を遂げ、次のことおり判決する。

同盟の一組織であり、国家権力に対する武装闘争遂行を主目的とする共産同 R·G（エル・ジー）に加入し、被告人他一名（以下某という）から成る班の班長として、右共産同 R·G の活動に従事していくものであるが、右共産同 R·G は、武装闘争の一環として同四六年秋に手製爆弾を使用して警察施設等の政府諸機関を爆破するというわゆる爆弾闘争方針を決定し、右方針に基き、同年一〇月二一日被告人に対して右組織の幹部より都内の警察官派出所に爆弾を同月二三日にしがけるようとの指示があり、これにもとづき被告人は同二一日班員の某にその旨を伝えたうえ、同人とともに同日及び翌二二日にわたり東京都内各所を巡回して、爆弾設置に適当な派出所を物色した結果、同都豊島区長崎一丁目二番一号所在の警視庁目白警察署長崎神社前派出所にしかけることにきめ、同二二日午後一〇時ころ当時被告人の居住していた東京都東久留米市浅間町二丁目所在のアパート白雪荘六号室の自室において右組織の斎藤哲夫より製時限爆弾（長さ約一五センチメートル、外径約四・九センチメートル厚さ約〇・二五センチメートルの鉄パイプの底部を、くぎを十文字に交差させ、鉛をつめて密閉し、上部には金属板を被せ、針金およびビニールテープで固定したものの中にピクリン酸及び塩素酸ナトリウムを混合した爆薬を充てんし、時限起爆装置として、プラスチック製スポットの間に濃硫酸を入れ、その先に化せん綿をつめたプラスチック管を接続し、その先端にイソシアニ水銀（らいこう）と塩素酸カリウムを混合した起

爆薬を包んだボリエチレン皮膜を結びつけ、右起爆装置を鉄パイプ

内に挿入し、スポットの頭部に穴を開けると濃硫酸がプラスチック

管の化せん綿を伝つて流下し相当時間後に起爆薬に到達し爆発する

といふもの。)一個を受取り、その使用方法の教示を受けた結果、

被告人において、前記派出所裏側壁に隣接する西武線椎名町駅上り

ホーム上から、右爆弾を金具付きのひもを結んだくつ下に入れ、右

派出所との境の金網に右金具をひっかけてつるすことに決め、その用意をしたうえ、翌二三日に右某に対し、前記の如き爆弾の使用及び設置方法について説明し、さらに被告人が右爆弾をかける間、

その発覚を防ぐため被告人の背後から買物袋で他人の視線をさえぎ

るとともに見張りをするように命じ、右某もこれを了承した。

(罪となるべき事実)

かくて、被告人は、右某と共に謀の上、治安を妨げかつ人の身体財産を害する目的をもつて、昭和四六年一〇月二三日午後六時ころ被告人が前記椎名町大便所において、前記手製爆弾の时限起爆装置のスポットの頭部に穴を開けるため、点火したマッチの先を二回にわたりおしつけてスポットの頭部をとかし、もつてスポット内の濃硫酸が流下することにより右起爆装置が作動すべき状態にした上、これをあらかじめ用意したくつ下に入れ、かねてうち合わせのとおり、右某が買物袋で視線をさえぎり、見張りをしている間に、前記派出所裏側壁より約二七センチメートル離れた金網に、右手製时限爆弾一個を同駅上りホーム上よりつるして設置し、もつて、爆発物を使用したものである。

(証拠の標目)

被告人の判示所為は、刑法第六〇条、爆発物取締罰則第一条に該当するので、所定刑中有期懲役刑を選択し、なお犯情を考慮し、刑法第六六条、第七一条、第六八条三号により酌量減輕をした刑期の範囲内で被告人を懲役六年に処し、同法第二一条を適用して未決拘留日数中五五〇日を右刑に算入することとして

訴訟費用については、刑事訴訟法第一八一条第一項本文を適用して全部これを被告人に負担させるものとする。
よつて主文のとおり判決する。

昭和四九年七月二六日

東京地方裁判所刑事第十三部

裁判長裁判官 石田

裁判官 龍川義道

裁判官 金山

発行日	1974年10月10日
発行	ミットの会
連絡先	横須賀市追浜本町1-44 早川和子
定価	200円

200円